



10月22日  
東地申  
第22号

## 「乗務員宿泊所のリネン交換における適正な 労働時間管理と睡眠時間の確保を求める申し入れ」を行う！

これまで乗務員の宿泊所において、リネン類の交換はグループ会社等の社員が定期的なリネン類の交換や使用した寝具の整頓を行ってきました。しかし、2020年7月8日からは新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、リネンのセット及び起床後の回収は社員各自で行うことに変更されました。また、使用したリネン類の回収や寝具の整頓についても社員各自で行うということが、各乗務員区所の業務掲示板に「お願い」や「お知らせ」との掲示が貼られました。職場において管理職や管理者に問い合わせても「次に使う人のため」「駅社員も各自で交換している」などの外れな回答どころか乗務員の特殊性を理解されているのか疑問を感じます。乗務員の特殊性は「移動労働」です。事前に宿泊所に行きリネン類の交換は出来ません。また、リネン類の交換等は実作業を伴う「労働」であり、「お願い」と表現されている掲示が業務掲示板に貼られていることは「黙示の命令」にあたり、実作業の一部は労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）に抵触し、「賃金不払い」など労働時間管理に問題があります。さらには、社員各自でリネン類の交換・回収を行えば、睡眠時間が減少していることも明白です。これまで、乗務員の宿泊所にはエアウィーヴの導入など睡眠の「質」を向上させるための設備は改善されてきました。最近では「睡眠インストラクター」の養成など、睡眠の重要性が共有されていると認識しています。そのような中、リネン類の交換による睡眠時間の減少は翌日の乗務に影響をきたすばかりか免疫力を低下させ、新型コロナウイルス感染拡大防止の効果を発揮することはできません。また睡眠不足は、集中力の低下を引き起こし、安全に直結する問題であり、睡眠の「質」だけではなく「量」も兼ね備えなければなりません。

東京地本は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策そのものの重要性は理解し、積極的に取り入れるべきであると考えています。しかし、一方的で納得感のない変更と安全を阻害し労働基準法等に抵触する恐れがある変更は認められないため、以下の3点を申し入れました。

1. リネン類の交換は実作業にあたることから、割増賃金を払うこと。
2. 睡眠時間を確保するために次期行路作成においては、「睡眠を目的とした乗務の中断」を実態にあわせて拡大させること。
3. コロナウイルス終息後は、リネン類の交換や寝具の整頓をこれまで通りに戻すこと。